

新型コロナウイルス感染症の扱いについて

1. 療養期間・待機期間

(1) 陽性者の療養期間について

<有症症状>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快した場合には8日目から解除となります。ただし、10日間が経過するまでは検温などの健康観察を実施すること。

(2) 濃厚接触者の待機期間（リスク対象者）

<待機期間>

濃厚接触者（リスク対象者）に認定された場合、（同居する家族が陽性になった場合も含む）感染者と最終接触日の次の日から5日間は自宅待機とし6日目から解除とする。ただし、7日間が経過するまでは検温などの健康観察を実施すること。

<待機期間の短縮>

感染者との最終接触日の次の日から数えて2日目と3日目に「抗原検査」キットによる2回の検査で陰性であれば3日目から解除とする。ただし、7日間が経過するまでは検温などの健康観察を実施すること。

2. 登校停止

本校では以下の項目に該当する場合、本校の判断において登校停止を指示しています。
必ず学校へ連絡し指示を受けて下さい。自己判断をしないようにお願いします。

~~①同居家族に発熱者がいる場合。~~

②同居家族に陽性者がいる場合。（濃厚接触者）

③学校内において陽性者との接触により感染の疑いがある場合。（リスク対象者）

④学校外の活動の中で陽性者との接触により感染の疑いがある場合。

⑤その他

* 「同居する家族に未診断の風邪症状等」がある場合、感染症による出席停止には
なりません。 令和5年2月27日より実施